

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ・ 全国交通安全運動（春・秋）に参加し、交通安全意識を高める。
- ・ 乗務員に対して年間安全教育計画表を策定し、安全意識及び運転技能の向上に努める。
- ・ デジタコデータ、ドライブレコーダーを活用した安全運転指導を実施する。
- ・ 適性診断を毎年受診し、安全意識の向上に努める。
- ・ ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有を行い、運転意識の向上と、事故防止教育の強化を図る。
- ・ 外部研修機関を活用した教育を実施する。
- ・ 定期的な健康診断の受診と、産業医による所見、結果に基づいた健康管理指導を実施する。
- ・ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を実施する。
- ・ 確実な点呼執行と車両整備管理を行う。